

令和 3 年 第 7 回 農業委員会総会

日 時 令和 3 年 7 月 26 日 (月) 午後 3 時 00 分

場 所 糸 満 市 役 所 3 - C 会 議 室

農業委員

会長 国吉 真昭	代理 大本 秀子	1 番 大城 真由美	2 番 山城 学
3 番 久保田 政子	4 番 百次 成仁	5 番 杉本 雄靖	6 番 山城 弘美
7 番 長嶺 安浩	8 番 宮里 良淳	9 番 玉城 正智	10 番 金城 義幸

農地利用最適化推進委員

1 番 長嶺 栄	2 番 金城 正弘	3 番 長嶺 淳二	4 番 大城 久
5 番 賀数 宏	6 番 伊敷 幸隆	7 番 幸地 豊	8 番 我謝 久男
9 番 伊礼 幸清	10 番 新垣 芳隆	11 番 山城 隆次	12 番 山城 満
13 番 志茂 政安	14 番 安谷屋健治		

【欠席委員】

3 番推進委員 長嶺 淳二

【職務のために出席した職員】

大城 勝雄 国吉 孝 赤嶺 貢

【議事録署名人】

9 番農業委員 玉城 正智 10 番農業委員 金城 義幸

【議事日程】

- | | | |
|-------|----------|-----------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 27 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 2 | 議案第 28 号 | 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 3 | 議案第 29 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 4 | 議案第 30 号 | 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について |
| 日程第 5 | 議案第 31 号 | 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について |

令和 3 年 第 7 回 総会 議事録

事務局	これより令和 3 年第 7 回の農業委員会の総会を始めさせていただきます。 それでは会長よろしく申し上げます。
会長	【開会のあいさつ】 それでは令和 3 年第 7 回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人は 9 番農業委員の玉城正智さん、10 番農業委員の金城義幸さんでお願いします。次回調査委員は、1 番農業委員の大城真由美さん、2 番農業員の山城学さん、11 番推進委員の山城隆次さんでお願いします。 【議事日程】 日程第 1 議案第 27 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について (9 件) 日程第 2 議案第 28 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について (1 件) 日程第 3 議案第 29 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (4 件) 日程第 4 議案第 30 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について (1 件) 日程第 5 議案第 31 号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について (23 件) 【議題の審議】 それでは審議に入ります。議案 27 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について事務局説明願います。
事務局	それでは 2 ページをお開き下さい。1 番から 3 番は関連します。1 番は摩文仁の 1 筆で売買による所有権移転であります。2 番は大度の 3 筆で 3 年間の使用貸借権の設定であります。3 番も同じく大度の 1 筆で 3 年間の使用貸借権の設定であります。4 番は大里の 2 筆で売買による所有権移転であります。5 番は喜屋武の 1 筆で売買による所有権移転であります。6 番は真栄平の 1 筆で売買による所有権移転であります。7 番は北波平の 1 筆で売買による所有権移転であります。8 番は摩文仁の 2 筆で売買による所有権の移転であります。9 番は阿波根の 1 筆で贈与による所有権移転であります。以上です。

会長	只今の案件について疑問質問があればよろしくお願いします。 なければ只今の案件可としてよろしいでしょうか？
委員	異議なし。
会長	それでは議案第 27 は可とします。次に議案第 28 号について、事務局説明願います。
事務局	5 ページをお開き下さい。新垣の 1 筆で農地区分は第 2 種農地であり一般住宅への転用あります。以上です。
会長	現地調査員の報告をお願いします。
委員	3 名にて現地を調査しましたので、報告します。新垣の土地について、住宅に囲まれた第 2 種農地であり一般住宅への転用は問題無いものと判断しました。皆様のご意見をお願いします。
会長	只今の案件について、疑問質問があればお願いします。質問なければ只今の案件について、可としてよろしいでしょうか？
委員	異議なし。
会長	議案第 28 号は可とします。次に議案第 29 号について事務局説明願います。
事務局	それでは 9 ページお開き下さい。1 番は米須の 4 筆で農地区分は農振農用地であります。仮設道路建設のための一時転用であります。2 番は米須の 1 筆で農地区分は第 1 種農地で売買による所有権移転で農家住宅への転用であります。3 番は与座の 1 筆で売買による所有権移転で一般住宅への転用であります。農地区分は第 2 種農地であります。4 番は米須の 1 筆で売買による所有権移転で一般住宅への転用であり農地区分は第 2 種農地であります。以上です。
会長	現地調査員の報告をお願いします。
委員	1 番の米須については、問題となっている鉾山への搬入路（通路）としての申請であります。農振農用地の一時転用でありますので許可相当と考えますが、皆さんの意見をよろしくお願いします。2 番の米須については、畑や住宅

	に囲まれた第 1 種農地であります。不許可の例外、集落接続に該当するため、農家住宅への転用は問題無いものと判断しました。3 番の与座については、住宅や山林・原野に囲まれた第 2 種農地であるため、一般住宅への転用は問題無いものと判断しました。4 番は米須の 1 筆で、住宅に囲まれた第 2 種農地であり、一般住宅への転用は問題無いものと判断しました。皆様のご意見を願います。
会長	只今の案件について、疑問質問があればお願いします。
委員	1 番について、一時転用となっているが、詳しく説明をお願いします。
事務局	農地を一時的に他の地目として利用したいとの事です。今回の場合は道路として使用したい旨の申請となっています。一時利用ですので、3 年以内の制限があります。
委員	3 年経てば元の農地なるのか？
事務局	そうです。3 年以内に農地に戻します。
委員	採掘するために、許可は出ているのか？
事務局	総合事務局は許可しております。
委員	自然公園法とか色々ありましたが、それも適正なのか？
事務局	県において、各個別法を確認でき次第、許可することになると思います。
委員	一時転用を求めた場合周辺の農家はどうなるのか？周辺の農家や部落から同意を求めたらどうか？法的には可能かもしれないが・・・。認めたら糸満市の農業委員はどうなっているのか？言われますよ？
事務局	法的には無いが、確認として周辺の地主から同意を得て下さいと伝え、地下ダムに関する事項や、部落からの了解を得ております。また、入口の地主からも同意を得ていると言う事であります。
委員	道路が潰れた場合はどうするのか？迷惑を受けるのは周辺の農家で、区長は

	同意いても、周辺の農家は迷惑だよ。
事務局	おっしゃることはよく分かります。周辺の地主はわずかです。ダンプが通るといろんな人達に迷惑が掛かります。採掘に関し、米須の自治会と業者とのやり取りの文書があり、互いに嘆願書に対し誓約書を交わしております。道路に関しては農村整備課が施工協議を交わしますので、ここで議論するものではなく担当課が施工前に結びます。
委員	農村整備課や地下ダム、農政に関する同意等を取ってから最終的に農業委員会は判断すべきではないのか？
委員	農業委員会は重要な決断を迫られており、行政のトップや議会はどの様に考えているのかが分からない。
委員	最終的に法的には認めざるを得ないかもしれないが、最終的に悪い立場に追い込まれるのは農業委員だろうと思います。
委員	判断出来るのか？周辺部落へ説明や同意を得るべきではないのか？周辺農地の方からも。
委員	7.8 年の工事期間があるのに、3 年の一時転用では整合性が合わないのでは？ いろいろな条件や意見を付けて進めたらよいのでは？
会長	話は尽きないと思います。この案件については整合性が合わない事やいろいろな意見を付けて進めたいのですが。
委員	それしか出来ないのでは。時間が掛かるので他の案件について進めたら。
会長	時間が掛かるのでその他について疑問質問がありましたらどうぞ。 なければ議案第 29 号の 2 から 4 については可としてよいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは議案第 29 号 2. 3. 4 については可とします。次に議案第 30 号について説明をお願いします。

事務局	議案第 30 号農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について読み上げて説明。
会長	議案第 30 号を同意としてよいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは議案第 30 号は同意とします。次に議案第 31 号農業経営基盤強化促進事業に伴う農地利用計画について事務局説明願います。
事務局	それでは 21 ページをお開き下さい。農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について 3-67～3-89 までを読み上げて説明。
会長	只今の案件について、疑問質問がありましたらお願いします。 質問等ありませんか？質問なければ只今の案件可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	議案第 31 号は可とします。 先程の農地法第 5 条の鉱山については、糸満市の農業委員会では判断するのが厳しいとの意見でその他の意見も付けることでよろしいですか？
委員	はい。
会長	その様に意見を添えて農業会議及び県へ進達します。 以上で本日の総会を終了いたします。
議事録署名人 9 番 農業委員 玉城正智 10 番 農業委員 金城義章	